

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条例の特例を定める条例の制定について

討論要旨 花井守行議員

本案は、市民から負託された市議会の議員が、新型コロナウイルス感染症という、これまで経験したことがない困難で、未だ明らかな出口の見えない社会情勢に大きく危惧し、憂いながら、自らの使命に対し、愚直に向き合った一つの手段と考える。

市議会の議員の使命は、市民の代表者として、市政全般の課題及びこれに対する市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるよう取り組まなければならない。

今こそ、市議会の議員が誇りを持って市民福祉確保に全力を傾注しなければならない。議員報酬削減は 100 ある手立ての一手に過ぎないが、この一手の積み上げこそが、市民からの信頼を頂き、困難下における市政を前に進めることができる一手と確信している。

これまでも議員報酬については、議員間で様々な考え方があり、議会内で一致して行動された記憶はない。しかし、今回は議員の仕事量、議員の価値観を図るものではないと考えている。

特別職の報酬は、報酬審の議論を経て、その答申を受けたものに対して尊重することを旨とする見解を多くの議員は常々主張しているが、今回の特例を定める条例の制定は、報酬審で議論される、その内容とは異なり、市民福祉保持のために緊急的な特例をもって、その一端に寄与しようという議会の意思を示すものである。